

兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード実施要綱

(目的)

第1条 兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード（以下「アワード」という。）は、兵庫県内において職場における健康づくり活動に積極的に取り組み、他の模範となる兵庫県健康づくりチャレンジ企業（以下「チャレンジ企業」という。）を表彰することにより、その功績を称えるとともに、その活動内容を広く紹介し、県民の健康づくり活動を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 アワードは、兵庫県の主催とする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、兵庫県知事賞とする。

(表彰対象)

第4条 アワードの対象は、次の要件すべてに該当するチャレンジ企業とする。

- 一 従業員の健康診断等の実施状況が優良であること。
- 二 たばこ対策の必要な措置が講じられていること。
- 三 健康づくりのための活動（生活習慣病予防、食生活改善、運動習慣の定着、歯科保健対策やこころの健康づくり、認知症予防など）が積極的かつ継続的に行われており、その内容が他のチャレンジ企業の取組みにつながる創意工夫に富んだものであること。
- 四 過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し処分等を受けたことがないこと。

(募集方法)

第5条 候補者の募集方法は、自薦又は他薦とする。

- 2 他薦の場合は、市町、県健康福祉事務所、全国健康保険協会兵庫支部、健康保険組合連合会兵庫連合会、県内商工会議所、及び県内商工会からの推薦による。

(推薦方法)

第6条 推薦は、推薦調書（別紙）に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出する。

(選考方法)

第7条 被表彰者は、選考委員会の審査に基づき決定する。

(表彰方法)

第8条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

(表彰結果の公表)

第9条 表彰された取組みは、兵庫県のホームページ等で優良事例として公表する。

(表彰の取り消し)

第10条 被表彰者が著しく不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認めるときは、表彰を中止又はすでに行った表彰を取り消すことができる。

(その他)

第11条 アワードの実施に必要な事務は、健康福祉部健康局健康増進課において取り扱う。

2 この要綱に定めるもののほか、アワードについて必要な事項は、健康福祉部健康局健康増進課において別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。